

2024年10月16日

株式会社マルタイ 子育てと仕事の両立へ向けた取組みのお知らせ ~育児介護休業規程改定・子ども参観日を実施しました~

株式会社マルタイ(福岡市西区今宿青木、代表取締役社長:川島 英広)は、従業員の子育てと 仕事の両立に向けて以下の取組みを実施しましたのでお知らせいたします。

子育てと仕事の両立へ向けて「育児目的の休暇」や「柔軟な時短勤務」の利用が可能になりました

改正育児・介護休業法の施行に先立ち、2024 年 10 月 16 日に育児休業・介護休業等に関する 規程を改定しました。 特に、従業員の柔軟な働き方を実現するため、3 歳以上・小学校就学前の子を 養育する方は、以下の措置の中から一つを選択して利用できるようになりました。

始業時間等の柔軟化	1日の始業・終業時刻を変更できます。
短時間勤務の柔軟化	1日の労働時間を5,6または7時間に短縮できます。
新たな休暇の付与	育児を目的とした休暇を年間 10 日付与します。
	子の行事参加等の場合に、有給・1 日単位で取得可能です。

また、子の看護休暇の見直し(対象範囲の延長(小学校就学まで⇒3 年生終了まで)や取得理由の追加(感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式・卒園式を追加)等の改定を行いました。

家族のお仕事を体験! マルタイ子ども参観日を開催しました

2024年8月23日、従業員と4歳から中学生までの子どもが参加し、マルタイ子ども参観日を開催しました。

子ども達は当日 13 時に家族と出社。皿うどん製造工程見学や粉末スープの調合・名刺交換を体験した他、オリジナルの手作りカップちゃんぽんをお土産に、17 時に家族と退社しました。

19 名の子どもが参加し満足度は 100%。家族のお仕事と食を身近に体験し、この夏最後の思い出をつくりました。



【株式会社マルタイについて】

株式会社マルタイは、棒ラーメン、皿うどん、ちゃんぽん等、即席めんのパイオニアとして、美味で高品質な魅力ある商品の提供に努めてまいりました。これからも「味のマルタイ」のブランド力に磨きをかけ、食の楽しみを支え続ける企業として進化を図るとともに、地域社会への貢献を果たしてまいります。

https://www.marutai.co.jp/

本件に関するお問い合せ先

株式会社マルタイ総務部

〒819-0193 福岡市西区今宿青木 1042 番地 1 TEL 092-807-0711 FAX 092-807-0716

